

日医発第1464号（健Ⅱ）
令和4年10月27日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺弘司
(公印省略)

令和4年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

今般、厚生労働省子ども家庭局長より、令和4年度「児童虐待防止推進月間」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

本事業は、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起し、広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施し児童虐待防止への推進を図ることを目的として、平成16年度から児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、別添「令和4年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき実施するものであります。

児童虐待問題は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、国・地方公共団体等の取組に対して協力をお願いするとともに、郡市区医師会及び会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、令和4年度「児童虐待防止推進月間」の標語『「もしかして？」ためらわないで！ 189（いちはやく）』の周知および普及啓発ポスター、リーフレット等をお送りいたしますので、幅広くご活用いただきますようお願い申し上げます。

また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」の報告書は厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・ 令和4年度「児童虐待防止推進月間」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28662.html
- ・ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00006.html

子発 1017 第 1 号
令和 4 年 10 月 17 日

各 児童虐待防止推進関係団体 代表者 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

令和 4 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴殿を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。今年度におきましても、別添「令和 4 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めることといたしますので、貴殿におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配慮をお願いします。

また、令和 4 年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から 3,675 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、『「もしかして？」ためらわないで！ 189（いちはやく）』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和 4 年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴殿並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要課題である。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『 「もしかして？」 ためらわないで！ 189(いちはやく) 』

とうじょう 東 條 ここみ 心海さん（静岡県）の作品

※ 全国公募により選定

5. 期 間

令和4年11月1日（火）から30日（水）まで

※ 実情に応じ、期間延長等の変更可。

6. 主 唱 者

厚生労働省

7. 協力者

(1) 関係府省庁・地方公共団体

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所、都道府県、市区町村

(2) 関係団体等

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (一社) 全国認定こども園連絡協議会 | (特非) 児童虐待防止全国ネットワーク |
| (一社) 全国病児保育協議会 | (特非) 全国小規模保育協議会 |
| (一社) 日本こども育成協議会 | (特非) 全国認定こども園協会 |
| (一社) 日本子ども虐待防止学会 | (特非) チャイルドライン支援センター |
| (一社) 日本臨床心理士会 | (特非) 日本法医学会 |
| (一社) 日本心理学諸学会連合 | (特非) 日本ソーシャルワーカー協会 |
| (一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 | (特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター |
| (一社) 日本公認心理師養成機関連盟 | 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク |
| (一社) 日本公認心理師協会 | 子どもの虹情報研修センター |
| (一財) 児童健全育成推進財団 | 全国学童保育連絡協議会 |
| (公財) 西日本こども研修センターあかし | 全国高等学校長協会 |
| (公財) SBI 子ども希望財団 | 全国国公立幼稚園・こども園長会 |
| (公財) 全国里親会 | 全国児童家庭支援センター協議会 |
| (公財) 日本臨床心理士資格認定協会 | 全国児童自立支援施設協議会 |
| (公社) 全国私立保育連盟 | 全国児童相談所長会 |
| (公社) 全国保育サービス協会 | 全国児童養護施設協議会 |
| (公社) 全国幼児教育研究協会 | 全国児童心理治療施設協議会 |
| (公社) 日本医師会 | 全国自立援助ホーム協議会 |
| (公社) 日本看護協会 | 全国人権擁護委員連合会 |
| (公社) 日本産婦人科医会 | 全国地域活動連絡協議会 |
| (公社) 日本歯科医師会 | 全国乳児福祉協議会 |
| (公社) 日本社会福祉士会 | 全国保育協議会 |
| (公社) 日本小児科医会 | 全国保健師長会 |
| (公社) 日本助産師会 | 全国保健所長会 |
| (公社) 日本精神保健福祉士協会 | 全国母子生活支援施設協議会 |
| (公社) 日本PTA全国協議会 | 全国民生委員児童委員連合会 |
| (公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン | 全国養護教諭連絡協議会 |
| (公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会 | 全国連合小学校長会 |
| (公社) 日本心理学会 | 全日本私立幼稚園連合会 |
| (福) 子どもの虐待防止センター | 全日本中学校長会 |
| (福) 全国社会福祉協議会 | 日本私立小学校連合会 |
| (福) 日本保育協会 | 日本私立中学高等学校連合会 |
| (福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所 | 日本弁護士連合会 |
| (特非) 家庭的保育全国連絡協議会 | 日本臨床心理士養成大学院協議会 |
| (特非) 子育てひろば全国連絡協議会 | 公認心理師制度推進連盟 |

8. 令和4年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・ 児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・ 関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会研修会等の開催

(3) その他、上記2の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・ 行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・ 電話相談等の相談援助活動の実施 等

令和4年度 児童虐待防止推進月間 の取組について



児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、平成16年度から集中的な広報・啓発活動を実施している。

1. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催 (開催日：令和4年11月20日(日))

児童虐待防止及び体罰等によらない子育て等をテーマとした基調講演、トークセッション、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰を実施。香川県での現地（ホテルクレメント高松）開催のほか、厚生労働省YouTubeアカウントのライブ配信によるハイブリット形式。

2. 「児童虐待防止推進月間」標語の募集、決定・公表

6月14日～7月22日を応募受付期間として全国から公募を行い、応募数3,675作品から最優秀作品を選考。最優秀作品には、厚生労働大臣賞を授与し、厚生労働省の各種広報媒体に掲載。

【令和4年度最優秀作品】

「もしかして？」 ためらわないで！ 189(いちはやく) 東條心海さん（静岡県）の作品

3. ポスター・リーフレット・啓発動画の制作・公開

- ・「児童虐待防止推進月間」に向けたポスター・リーフレットの制作・公開。10月中旬に特設サイトで公開し、地方自治体、NPO等民間団体、民間企業における活用を啓発。なお、全国地方自治体には、10月下旬に印刷物を配布。
- ・「189」「0120-189-783」「親子のための相談LINE（仮称）」普及啓発動画の制作・メディア（SNS等を含む）展開

4. オレンジライトアップ

子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催地の香川県のランドマークを、児童虐待防止推進月間中の期間限定でオレンジ色にライトアップ。対象施設…丸亀町商店街、丸亀城天守閣、サンポートシンボルタワー、まんのう公園、観音寺市琴弾公園(銭形砂絵)

5. B.LEAGUEワンダー協賛 “オレンジリボンマッチ”

11月26日開催の3カード（仙台89ERS、広島ドラゴンフライズ、香川ファイブアローズ）で、オレンジ色を基調としたグッズ展開、会場サインージでの動画再生など、会場をオレンジ色にジャック。SNSやPR拡散により話題の広がりを図る。

6. 「子育て相談室（てい先生 × 高祖常子先生）」の動画配信

つい手を挙げてしまう・怒鳴ってしまうなど、子育て中の親の多くが抱えがちな悩みについて、有識者が日常の「あるある」を紹介しつつ、悩みに寄り添ったアドバイスなどの動画を制作し、厚生労働省YouTubeアカウントで配信。（10月以降1か月に1回程度の配信）

7. 「子育て対談（わたなべ麻衣さん × 高祖常子先生）」のWEB記事配信

子育ての「イライラ」や「疲れた」時にどうしたら良いか、モデル、タレント、女優として活躍するわたなべ麻衣さんをゲストに迎えた対談記事の特設サイトで公開。

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催



子育て世代
(当事者の親
/ 予備軍含む)

児童虐待防止及び体罰等によらない子育て等をテーマとした基調講演、トークセッション、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰を実施。香川県での現地（ホテルクレメント高松）開催のほか、厚生労働省YouTubeアカウントのライブ配信によるハイブリット形式。

当日ご来場申し込み・
オンライン視聴はこちらから▶

https://www.mhlw.go.jp/gyakutaiboushisuishin-forum_2022/



登壇者ご紹介



秋田 喜代美 氏
学習院大学 文学部教授



高祖 常子 氏
認定NPO法人児童虐待防止
全国ネットワーク理事



てい先生
保育士/YouTuber



わたなべ 麻衣 氏
モデル/タレント/女優



中橋 恵美 氏
認定NPO法人わははネット



徳倉 康 氏
NPO法人ファザーリングジャパン理事/
(株)ファミリーエ代表取締役

トークセッションテーマ

- ・香川から発信する子育てにやさしい社会づくり
- ・子育てのグレーゾーンとは一感情に任せた接し方をしないためにできること
- ・虐待が起きない社会に向けて、社会が今できること



子どもの虐待防止推進 全国フォーラムwithかがわ

オフライン&全国オンライン開催

※高松市の会場へのご来場も150名限定で可能です。
※YouTube Liveを利用したオンライン開催となります

参加
無料

令和4年

11月20日 日 14:00-17:00

「ポスター・リーフレット・啓発動画の制作・公開」について



子育て世代
(当事者の親
／予備軍含む)

- ・「児童虐待防止推進月間」に向けたポスター・リーフレットの制作・公開。10月中旬に特設サイトで公開し、地方自治体、NPO等民間団体、民間企業における活用を啓発。なお、全国地方自治体には、10月下旬に印刷物を配布。
- ・「189」「0120-189-783」「親子のための相談LINE（仮称）」普及啓発動画の制作・メディア（SNS等を含む）展開

SNSで人気のマンガ家

(主に育児をテーマに展開する作家) を起用

POINT①

マンガ表現で多くの情報を効率的に伝達

POINT②

ターゲットに影響力を持つ作者を起用

POINT③

問題に関心を持つ作者の起用

- ・子育て世代だけでなく、幅広い年代に親しまれる表現で注目度を上げる。
- ・3コマ（4コマ）マンガのフレームで、多くの情報を受け取りやすく発信。

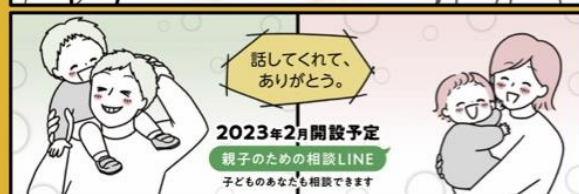
【モチコ】

<https://www.mochicodiary.com/profile>

Twitter : 1.1万フォロワー
Instagram : 19万フォロワー



それは、親子の未来を守る相談



ママもパパも、一人で抱え込まないで。

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

それは、親子の未来を守る連絡



たとえ勘違いだったとしても。
「あの親子、大丈夫かな」と思ったら、迷わずご連絡ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

- 通話料無料 ●匿名でも大丈夫です
- お住いの地域の児童相談所につながります
- 秘密情報は厳守します ※一部のIP電話からは繋がりません



詳しくは、特設サイトへ
<https://www.mhlw.go.jp/189-ichihayaku/>

オレンジリボン運動について

1 「オレンジリボン」マークの由来について

平成16年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、息も絶え絶えの状態、橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件が起こったことをきっかけに、全国でオレンジリボン運動が始まった。

児童虐待防止全国ネットワークは、全国に広がったオレンジリボン運動を大切に大きく育てるため、平成18年よりオレンジリボン運動の総合窓口を担っている。また、「子どもへの虐待をなくしたい」という志のもとに、全国で共通したシンボルとするために、目指すべき目標（オレンジリボン憲章）を定めた。

2 (特非) 児童虐待防止全国ネットワークについて

理事長 : 吉田恒雄氏 (駿河台大学学長)

設立年月日 : 平成13年6月2日

(平成19年8月27日、特定非営利活動法人としての登記)

事務局所在地 : 東京都世田谷区松原1-45-10 K Tスクエア 4 B

事業 : 児童虐待防止シンポジウム開催事業、児童虐待防止啓発活動事業等

3 オレンジリボン・バッジについて

オレンジリボン・バッジは、オレンジリボン運動の主旨に賛同して、(特非) 児童虐待防止全国ネットワークへ寄付された方に対して、当該団体が交付している啓発グッズの一つ。



(サイズ: 縦20ミリ、横18ミリ)

